

審査会回答 第 1 号
平成19年 8月17日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会委員長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（回答）

平成19年7月6日付け保指第334号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

1 事案名

意見照会第1号

平成19年6月16日付けで異議申立人から提起された、平成19年6月14日付け保指第280号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

2 回答内容

(1) 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

(2) 理由

ア 本件処分に係る開示請求（以下「本件請求」という。）における、「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は「千葉県が国保法72条の2の2第2項の県負担金支出に関して鋸南町国保条例に従って基礎賦課総額と介護納付金賦課総額を算出しているか確認せず支出してよい根拠についてわかる一切の書類（H18分のみ）対象」というものである。

イ 実施機関は、鋸南町が条例に従って事務処理を行い、議会の議決を経て各賦課総額の決定を行っているものと判断したので、異議申立人のいう「条例に従って基礎賦課総額と介護納付金賦課総額を算出しているか確認せず支出してよい根拠」とはどのような文書か不明であるため、平成19年6月1日付け保指第228号により異議申立人に対し、開示請求する行政文書の件名又は内容を具体的に記載するよう補正を求めたところ、平成19年6月5日付けで異議申立人から回答書が送付された。

実施機関は、回答書には開示請求に係る行政文書を特定するに足り

る具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、却下処分を行った。その際、「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」としては、回答書記載の文言ではなく、当初の文言を記載した。

ウ 本件請求は、鋸南町の事務処理が適正に行われていないことを前提としたものであり、千葉県が国民健康保険法第72条の2の2第2項に規定されている負担金支出に際し、基礎賦課総額と介護納付金賦課総額の確認をしないで支出してよい根拠を求めるものと認められる。

エ 当審査会で、異議申立人から提出された開示請求書及び回答書を確認したところ、いずれにおいても「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」が記載されておらず、開示請求の趣旨を満たす行政文書がどのようなものか不明であったという実施機関の説明は首肯できる。したがって、本件処分は妥当である。

オ なお、異議申立人は異議申立ての理由の中で「回答書に記載の『開示請求に係る行政文書の内容』で文書の特定をしなければならないのに、特定をせず、却下処分をしている。当初より却下するために、補正要求をし、回答させたのに回答がないことにした手続きの違法がある。」と主張する。

確かに、異議申立人は実施機関の補正の求めに対し、回答書を送付しているのであるから、実施機関は回答書の内容を却下通知書の「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」欄に記載して通知することが適切であったものと思料する。

しかしながら、そのように記載したとしても、結論は変わらないのであるから、本件処分を取り消さなければならない程度に不適切であったとは認められない。